

産地第125号
令和8年2月27日

株式会社 大丸松坂屋百貨店
代表取締役 宗森 耕二 様

京都市長 松井 孝治

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和7年7月18日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社 大丸松坂屋百貨店 大丸京都店
京都市下京区四条通高倉西入立売西町79番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- (1) 直営駐車場の台数減少に伴い、今後、駐車場が満車になるなどの状況が生じた場合は、前面道路に滞留が生じないよう、速やかな対応を講じること。
- (2) 引き続き積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は店舗及び住居、東側は住居、店舗兼住宅、道路を隔てて事務所、店舗及び駐車場、西側は事務所、診療所、駐車場、道路を隔てて事務所、駐車場及び店舗、南側は道路を隔てて事務所及び店舗が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会においては、入庫待ち車両への対応策、駐輪場内の安全対策、周辺の交通規制の状況等に関する質問及び意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、直営駐車場である東洞院駐車場のリニューアルに伴い、利用実績に基づいて、駐車場と駐輪場の収容台数を減少させ、併せて駐車場の自動車の出入口の数及び位置を変更させるものである。

駐車場の出入口の数及び位置の変更については、今後北側（錦小路通）・東側（東洞院通）出入口の双方で誘導員の配置があり、付近の安全性を確認しながら、周辺の交通状況を踏まえ入庫を促す計画とされている。また、駐車場の収容台数の変更（減少）については、利用実績によれば、減少後の収容台数でもピーク時の利用客の在庫台数を満たす台数を確保していることなどから、周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

(1) 駐車場及び適切な交通アクセスの誘導について

直営駐車場の台数減少に伴い、今後、駐車場が満車になるなどの状況が生じた場合は、前面道路に滞留が生じないように、速やかな対応を講じることが望まれる。

また、周辺の道路状況を踏まえ、公共交通機関の利用促進の取組を検討するなど、来客車両の公道待機や滞留がないよう、来店客に適切な交通アクセスを誘導することが望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数（205台）を上回る231台（うち原付25台）を届出台数として確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

(3) 地域貢献及び社会貢献に関する取組について

地元製品の販売や開発協力（ATELIER JAPAN（アトリエ ジャパン））、従業員の救命講習受講の促進等を実施しており、引き続き積極的な地域貢献及び社会貢

献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる。